

交企発第314号  
昭和42年4月28日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

#### 路線バス停留所の設置基準の制定

県下における交通量は昭和37年に比較すると国道は2.32倍、主要地方道2.33倍、その他の県道2.72倍と著しく増大している。一方、路線バスの通行車両数も2.08倍となっており、路上のバス停留所（以下「バス停」という。）における客扱いが、当該バスの乗降者の危険のみでなく事故発生の遠因ともなっているため利用者の安全と一般交通の安全と円滑化をはかるため、バス停の設置に際しての基準を次のように定めたから、今後、新設するバス停はもとより、既設のバス停についても重点的に順次この基準によるように関係者を指導せられたい。

記

以下、別表による。

別 記

1 基本原則

(1) 設置に当たっての基本原則

路線バスの停留所は、道路の状況、交通量等を勘案し、路外に設置することを原則とする。

ただし、道路のふくらみ、または、待避所等で、路線バスが客扱いのために路外部分に寄れる場所にある場合、これを利用することは差支えない。

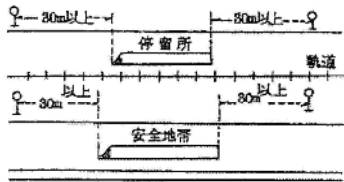
2 設置基準

対 象 別	適 当 と す る 基 準	判 断 基 準	摘 要
路面電車停留所の附近	路面電車停留場から30メートル以上はなれているとき。	道路交通法第44条第1項第5号の規定により、10メートル以内は駐停車の禁止場所であり、バスが停車中に後続車が安全に通り返るためには、電停の法定禁止距離10メートル＋バスの車長＋ハンドル操作距離10メートル＝所要距離概ね30メートル	
安全地帯の附近	安全地帯の前後の側端からそれぞれ20メートル以上の余地を残すものであるとき。	道路交通法第44条第1項第4号の規定において10メートル以内は駐停車禁止となっている。他の車両の安全運転操作距離10メートルを加える。	
交差点の附近 (1)片側2車線以上ある道路の交差点で右折するバスの場合	交差点で右折するバスは、右折後、交差点から30メートル以上はなれているものであるとき(右折しようとする交差点の手前に設けるものではないこと。)	交差点の手前において客扱いして、右折車線に入ろうとする場合は、一般交通との危険を防止し安全と交通の円滑をはかるため右折し終わってから側端によること。 この場合に、運行回数等をも勘案し、交差点からの距離を定める。	
(2)直進または左折するバスの場合	ア 交差点の手前に設けるものにあつては、横断歩道のあるところでは、横断歩道の手前から30メートル以上はなれているものであると。 イ 横断歩道のない交差点にあつては、交差点の外側支端から10メートル以上はなれているとき。	道路交通法第30条第3号の規定により、横断歩道の手前30メートル以内においては、車両は迫越しを禁止されている趣旨による。 道路交通法第44条第1項2号の規定においては、交差点の手前5メートル以内は車両の駐停車が禁止さ	

		れている。交差点を左折する車両の安全なハンドル操作には車両の回転角度を考慮して安全距離をとること。	
橋梁の附近	道路の幅より橋の幅が狭い場合は、橋の前後それぞれ30メートル以上はなれているものであるとき。		
坂の頂上附近	坂の頂上および頂上附近に設けるものにあつては、道路幅が3車線以上あり、かつ停留所が路外に設けられているものであること。	道路交通法第30条第1項第1号では、車両の追越しが同法42条は徐行と、同法44条第1項第1号では、駐停車の禁止をそれぞれ規定している。	
単路の横断歩道の附近	横断歩道の両側に設けるものにあつては、横断歩道からそれぞれ30メートル以上はなれて設けるものであること。	道路交通法第30条第1項第3号において、横断歩道の手前30メートル以内は、車両の迫越しを禁止している。 従つて、横断歩道幅+60メートルは上下線のバス停の間隔である。	
屈曲附近	視距離150メートル以上であるものであるとき。	道路交通法第30条第1号の規定により、まがりかど附近における追越しは禁止されている。 曲線の円をえがいてまがる車両が安全に通行できるのに150メートルの視距離を確保しようとするものである。	
踏切附近	踏切の附近では、前後とも踏切から30メートル以上離れているものであるとき。	道路交通法第30条第1項では、車両は追越しが、同法第44条第6号の規定により、前後それぞれ10メートル以内は、駐停車を禁止している。踏切の前後の交通渋滞は、踏切上の危険に直接関係を有するものであり、他に交通の安全と円滑のために、後続の車両の安全操作、距離を含み30メートルの間隔を確保しようとするものである。	

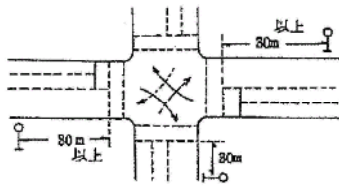
### 3 設置場所の図例

#### (1) 路面電車停留所付近

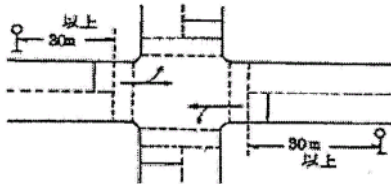


#### (2) 交差点付近

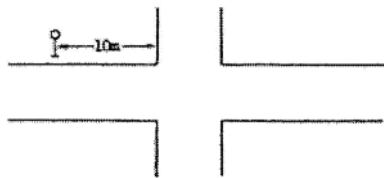
(ア) 片側2車線以上ある道路、  
右折するバス停



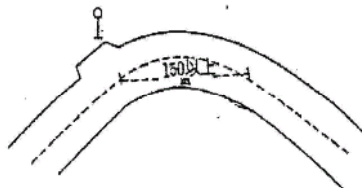
(イ) 横断歩道のある交差点の手  
前に設ける直進左折のバス停



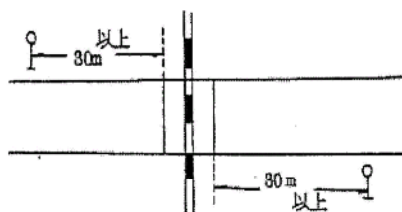
(ウ) 横断歩道のない交差点の付  
近に設ける場合



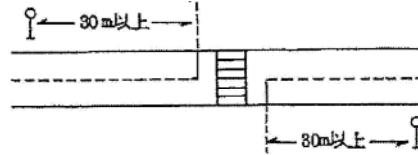
#### (3) 屈曲の付近



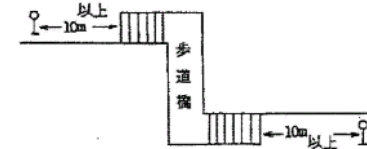
#### (4) 踏切付近



#### (5) 単路の横断歩道の付近

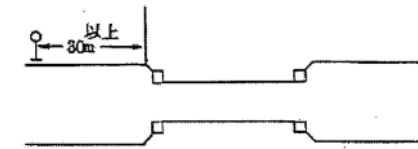


#### (6) 横断歩道橋の付近

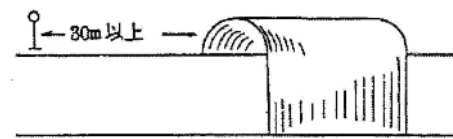


#### (7) 橋梁等の付近

(ア) 橋の付近

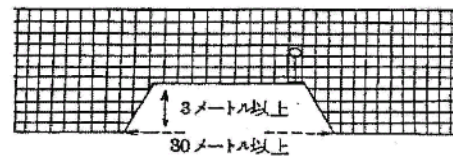


(イ) トンネル及びガード付近



### 4 路外設置の図例

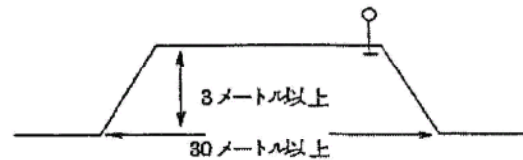
#### (1) 歩道のある場合(平面)



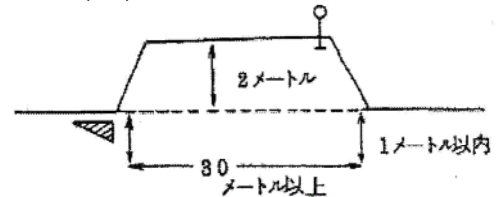
#### (2) 歩道のない場合

・平面

(ア) 法面に余裕のある場合

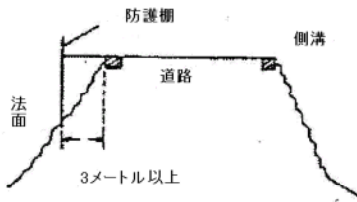


(イ) 法面に余裕のない場合

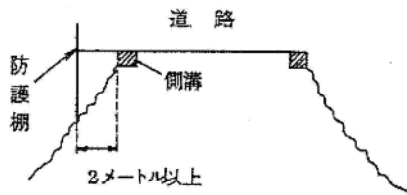


・断面

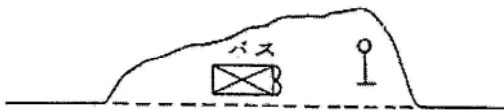
(ア)



(イ)



(3) 道路ふくらみ部分を利用する場合



(4) 待避所を利用する場合

